

平成19年4月18日

全国重症心身障害児(者)を守る会
各支部長 様
各運動推進委員 様
法人各常任理事会委員 様
各ブロック事務局長 様

全国重症心身障害児(者)を守る会
会長 北浦 雅子

更なる利用者負担軽減について

平成18年12月28日付け、情報提供12において、障害者自立支援法円滑施行特別対策に基づき、各種福祉サービス利用に当たっての利用者負担額の軽減について情報提供させていただいておりますが、その際、重症心身障害児施設を含む医療型の障害児施設の利用者負担額については、今後、厚生労働省において検討することとされておりました。

このたび、医療型の障害児施設における利用者負担額が示されましたので、情報提供いたします。

については、各支部長におかれましては、会員の皆様に漏れなく情報を提供くださいますようお願い申し上げます。

また、この情報は、当会ホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

更なる利用者負担の軽減について

障害児施設（医療型）

重症心身障害児施設入所者の例（18歳未満）

（平均事業費（福祉）26.2万円、（医療）41.4万円）

| 所得区分 | 現行（19年3月まで） | | | 見直し後（19年4月以降） | | | | |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------|---------------|---------|-------------------|----------------|-----------|
| | 合計 | 福祉部分 利用者負担額 | 医療部分 利用者負担額 | 食費（標準負担額） | 合計 | 福祉部分 利用者負担額 | 医療部分 利用者負担額 | 食費（標準負担額） |
| 一般世帯 （所得割10万円以上） | | | | | 45,000円 | 26,200円 | 18,800円 | 0円 |
| 一般世帯 （所得割2万円～10万円未満） | 45,000円 | 26,200円 | 18,800円 | 0円 | 19,600円 | 18,600円 （2分の1） | 1,000円 | 0円 |
| 一般世帯 （所得割2万円未満） | 27,200円 | 26,200円 | 1,000円 | 0円 | 19,600円 | 18,600円 （2分の1） | 1,000円 | 0円 |
| 低所得Ⅱ | 25,600円 【13,300円】 | 24,600円 【12,300円】 | 1,000円 | 0円 | 13,300円 | 12,300円 （2分の1） | 1,000円 | 0円 |
| 低所得Ⅰ | 16,000円 【8,500円】 | 15,000円 【7,500円】 | 1,000円 | 0円 | 8,500円 | 7,500円 （2分の1） | 1,000円 | 0円 |

※ 1 「所得割」とは、市町村民税の所得割をいう。

※ 2 [] は、社会福祉法人軽減適用後の額。

※ 3 傍線部分が変更額。

障害児施設（医療型）

重症心身障害児施設入所者の例（18歳、19歳）

（平均事業費（福祉）26.2万円、（医療）41.4万円）

| 所得区分 | 現行（19年3月まで） | | | | 見直し後（19年4月以降） | | | |
|-------------------------|----------------------|----------------------|------------|-----------|---------------|-------------------|------------|-----------|
| | 合計 | 福祉部分利用者負担額 | 医療部分利用者負担額 | 食費（標準負担額） | 合計 | 福祉部分利用者負担額 | 医療部分利用者負担額 | 食費（標準負担額） |
| 一般世帯 （所得割10万円以上） | 54,000円 | 26,200円 | 27,800円 | 0円 | 54,000円 | 26,200円 | 27,800円 | 0円 |
| 一般世帯 （所得割2万円～10万円未満） | | | | | 28,600円 | 18,600円 （2分の1） | 10,000円 | 0円 |
| 一般世帯 （所得割2万円未満） | 36,200円 | 26,200円 | 10,000円 | 0円 | 28,600円 | 18,600円 （2分の1） | 10,000円 | 0円 |
| 低所得Ⅱ | 34,600円 【22,300円】 | 24,600円 【12,300円】 | 10,000円 | 0円 | 22,300円 | 12,300円 （2分の1） | 10,000円 | 0円 |
| 低所得Ⅰ | 25,000円 【17,500円】 | 15,000円 【7,500円】 | 10,000円 | 0円 | 17,500円 | 7,500円 （2分の1） | 10,000円 | 0円 |

※ 1 「所得割」とは、市町村民税の所得割をいう。

※ 2 [] は、社会福祉法人軽減適用後の額。

※ 3 傍線部分が変更額。